

平成31年3月議会

提出議案（概要）

- 1 平成31年度 暫定予算（案） P 1
- 2 条例議案 P 2
- 3 損害賠償の額の決定及び和解について . . . P 5
- 4 平成30年度3月補正予算（案） P 6

保健福祉局

平成31年度暫定予算規模

＜一般会計＞〔議案第1号〕

(単位:千円、%)

款 別	31年度暫定予算 (A)	構成比	30年度当初予算 (B)	構成比	前年度比 (A)／(B)
3 款 保健福祉費	41,017,293	22.0	157,589,425	28.0	26.0
6 款 労働費	20,972	0.0	130,435	0.0	16.1
保健福祉局 合計	41,038,265	22.0	157,719,860	28.0	26.0
市全体一般会計 合計	186,868,000	100.0	563,001,000	100.0	33.2

＜特別会計・企業会計＞〔議案第2号、3号、16号、20号、22号、26号〕

(単位:千円、%)

会 計 別	31年度暫定予算 (A)	構成比	30年度当初予算 (B)	構成比	前年度比 (A)／(B)
国民健康保険	22,551,000	18.4	104,400,000	16.2	21.6
一人当たり平均保険料(年額) (医療分+支援金分)	72,506円	—	72,603円	—	99.9
一人当たり平均保険料(年額) (介護納付金分)	20,247円	—	20,272円	—	99.9
一般会計繰入金	990,000	—	11,247,000	—	8.8
介護保険	25,532,000	20.8	97,815,000	15.2	26.1
一人当たり保険料基準額(年額)	73,080円	—	73,080円	—	100.0
一般会計繰入金	3,388,633	—	14,222,800	—	23.8
後期高齢者医療	1,626,000	1.3	15,905,000	2.5	10.2
一人当たり平均保険料(年額)	78,876円	—	78,876円	—	100.0
一般会計繰入金	230,500	—	4,194,524	—	5.5
食肉センター	79,000	0.1	300,000	0.0	26.3
一般会計繰入金	40,896	—	153,207	—	26.7
市立病院機構病院事業債管理	20	0.0	—	—	—
病院事業(企業会計)	95,780	0.1	39,871,960	6.2	0.2
保健福祉局 合計	49,883,800	40.6	258,291,960	40.2	19.3
市全体特別会計 合計 (含む企業会計)	122,840,370	100.0	642,732,280	100.0	19.1

＜予算総額＞

(単位:千円、%)

	31年度暫定予算 (A)	構成比	30年度当初予算 (B)	構成比	前年度比 (A)／(B)
保健福祉局 総計	90,922,065	29.4	416,011,820	34.5	21.9
市予算 総計	309,708,370	100.0	1,205,733,280	100.0	25.7

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）の規定に準拠し、北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年北九州市条例第 13 号）を制定している。

このたび、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化に資するため、災害援護資金の貸付利率について、市町村が条例で設定できるよう、法の一部改正（平成 30 年 6 月 27 日公布、平成 31 年 4 月 1 日施行）が行われた。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）にて定められている、災害援護資金の償還方法、保証人、延滞利率についても改正（平成 31 年 1 月 30 日公布、平成 31 年 4 月 1 日施行）された。

北九州市においても、被災者の返済負担の軽減は必要と考えるため、当該条例について一部改正を行うもの。

2 改正の内容

（1）災害援護資金の貸付利率の引下げ及び保証人に関する規定の追加（第 14 条関係）

- ① 貸付利率について、現行年 3 パーセントを保証人を立てる場合は年零パーセント、保証人を立てない場合は年 1 パーセントとする。
- ② 令第 8 条（保証人）の規定が削除されることに伴い、保証人を立てることができ旨を条例において明確化し、保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担することを規定する。

（2）災害援護資金の償還方法の追加（第 15 条関係）

現行の半年賦償還に月賦償還を追加する。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の理由

社会保障制度改革について基本的な事項を定めた社会保障制度改革推進法により、同法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子が平成25年8月21日に閣議決定され、現在工程表に沿って必要な措置を講じていたところである。

この中で、保険料の賦課限度額の上限額の引上げ及び低所得者の保険料負担を軽減する措置が掲げられており、これを受けて、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年1月25日に公布された。

本市においても、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減についての措置として、政令のとおり関係規定を整備するもの。

また、旧被扶養者に係る減免制度の期間についても国から見直しの通知があったため、併せて関係規定を改める。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険料の医療分の賦課限度額の引き上げ（第13条関係）

区 分	内 容
医療分 (第13条)	58万円 → 61万円 (+3万円)
後期高齢者支援金分 (第14条の9)	19万円 → 19万円 (据え置き)
介護分 (第14条の14)	16万円 → 16万円 (据え置き)
計 (医療+後期+介護)	93万円 → 96万円 (+3万円)

(2) 軽減対象世帯の拡充（第20条関係）

現行の軽減制度のうち、5割軽減の前年所得基準を「33万円+(27.5万円×加入者数)以下」から「33万円+(28万円×加入者数)以下」とし、2割軽減の前年所得基準を「33万円+(50万円×加入者数)以下」から「33万円+(51万円×加入者数)以下」とする。

条例	軽減割合	現行	改正後
		軽減の基準（前年中所得）	
第20条 第1項	5割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、33万円＋（ <u>27.5万円</u> ×加入者数）以下	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、33万円＋（ <u>28万円</u> ×加入者数）以下
第20条 第2項	2割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、33万円＋（ <u>50万円</u> ×加入者数）以下	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、33万円＋（ <u>51万円</u> ×加入者数）以下

(3) 旧被扶養者減免の見直し（付則第18項、第19項関係）

現行の減免制度のうち、旧被扶養者に係る均等割・平等割について半額とする期間を「当分の間」から「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間」とする。

3 施行期日

平成31年4月1日

損害賠償の額の決定及び和解について

1 裁判の概要

平成28年3月、レインボープラザ地下1階において天井部分が落下する事故が発生した。

調査検討した結果、安全性の確保が難しく修復工事に多額の費用がかかるため、地下1階プール及びホールの利用を中止し、地下1階部分を解体し埋め戻すこととした。

平成28年12月、プールを営業していた西日本スイミングクラブが市及び福祉事業団を提訴した。

- (1) 当事者 原告 西日本スイミングクラブ有限会社（本物件の転借人）
被告 北九州市（本物件の所有者兼貸主）
社会福祉法人北九州市福祉事業団（本物件の借主兼転貸人）

<契約関係>

被告(市) H30年度までの使用貸借→被告(福祉事業団)→H30年度までの賃貸借 → 原告

- (2) 請求内容 原告がプールの賃貸権を有していることの確認（賃貸権存在確認等請求）
損害賠償金の支払い

2 和解案の概要（平成30年12月裁判所から提示）

(1) 事故の原因とその寄与割合

- 事故の原因 ⇒ コンクリートが早期に劣化したこと
事故原因に対する寄与割合 ⇒ プールから発生する塩素及び高湿度空気：8割程度
レインボー広場からの雨漏り：2割程度

(2) 責任割合

- ① <塩素及び高湿度空気による要因> ② <レインボー広場からの雨漏りによる要因>
(原告) 西日本スイミング：4割 (被告) 北九州市：10割
(被告) 北九州市福祉事業団：6割

(3) 原告の損害額（和解金額） 3,000万円

<内訳> 3年間（H28年4月～H31年3月）の営業利益、平成28年3月の会費返還額
プールボイラー等固定資産の未償却残高 等

(4) 負担割合及び額

- (原告) 西日本スイミング 1,000万円（3,000万円×33%）※損害額と相殺
(被告) 北九州市福祉事業団 1,400万円（3,000万円×47%）
(被告) 北九州市 600万円（3,000万円×20%）←市が支払う損害賠償額

3 和解に応じる理由

公判初期の段階において、裁判所から、原告、被告双方に早期和解の打診があった。

和解に応じなかった場合、①判決で雨漏り要因を重く認定され、損害賠償額が和解金より高額になるおそれがあること、②裁判が長期化することで広場再整備事業に着手できず広場の危険度が増すことが考えられる。

一方、和解に応じた場合は、①早期解決が図れレインボー広場再整備事業に着手できること、②双方円満に解決でき、残部請求訴訟（控訴、上告、福祉事業団からの求償請求）がない。

こうしたことから、上記2のとおり和解することとした。

平成30年度3月補正予算総括表

保健福祉局

○議案第53号「平成30年度 北九州市一般会計補正予算（第5号）」のうち保健福祉局所管分

【歳出補正】 「平成30年度北九州市補正予算に関する説明書（3月議会提出）p13～p14」（単位：千円）

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
	社会福祉総務費	14,727,296	6,000	14,733,296
3.2.1	レインボープラザ損害賠償金 【概要】 レインボープラザ地下1階天井コンクリートの一部落下によるプール使用停止に対する損害賠償請求について、和解案が意旨のため、原告に対する損害賠償金について計上するもの。	0	6,000	6,000
	障害者福祉費	40,257,151	481,312	40,738,463
3.2.2	障害児通所・入所支援 【概要】 障害のある子どもに対して、生活能力向上のための必要な訓練や知識技能の付与、集団生活への適応訓練など、児童の自立に向けた支援を行う。 今回、放課後等デイサービス等を利用する児童が当初の見込みを上回るため給付費の補正を行うもの。	4,107,176	481,312	4,588,488
	社会福祉施設整備事業費	5,944,516	281,067	6,225,583
3.2.7	社会福祉施設等施設整備事業（障害福祉施設） 【概要】 障害者支援計画に基づき、地域での障害者の住まいの場や日中活動施設等の基盤整備等を行うもので、今回は、国の平成30年度2次補正予算を活用して、民間障害者福祉施設の整備費用の一部を補助するもの。	0	281,067	281,067
	予防費	2,804,606	41,400	2,846,006
3.3.3	風しん抗体検査事業（拡充） 【概要】 現在の風しんの発生状況を踏まえ、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率の低い世代の男性（39歳～56歳）を対象に抗体検査を行う経費を補正するもの。	6,916	41,400	48,316
	保健所費	874,749	120,000	994,749
3.5.1	健康診査 【概要】 がんなどの生活習慣病予防対策の一環として、疾患の早期発見・早期治療に向けて各種がん検診等を実施する。 今回は、がん検診受診者数が当初の見込みを上回るため検診費用の補正を行うもの。	427,100	120,000	547,100
	合 計		929,779	

【歳入補正】 「平成30年度北九州市補正予算に関する説明書（3月議会提出）p3～p9」（単位：千円）

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
18.1.1	保健福祉費国庫負担金	53,152,250	213,206	53,365,456
	障害児施設措置費	2,112,236	213,206	2,325,442
18.2.2	保健福祉費国庫補助金	1,138,908	161,233	1,300,141
	社会福祉施設等施設整備費	0	140,533	140,533
	特定感染症予防事業費	32,979	20,700	53,679
19.1.1	保健福祉費県負担金	13,465,643	80,801	13,546,444
	障害児通所給付費	959,329	80,801	1,040,130
25.1.2	保健福祉債	6,229,000	70,000	6,299,000
	社会福祉施設等施設整備事業	0	70,000	70,000
合 計			525,240	

【繰越明許費（追加）】 「平成30年度北九州市補正予算に関する説明書（3月議会提出）p25～」（単位：千円）

款 項 目	事業名	翌年度繰越額	繰越の理由
3.2.5	養護老人ホーム整備補助事業	90,000	関係者との調整等に日時を要したため
3.2.7	社会福祉施設等施設整備事業	281,067	適正な事業期間を確保できないため
3.3.3	風しん抗体検査事業	41,400	適正な事業期間を確保できないため
合 計		412,467	

○議案第54号「平成30年度 北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

【歳出補正】 「平成30年度北九州市補正予算に関する説明書（3月議会提出）p13」（単位：千円）

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
5.1.5	償還金 【概要】 療養給付費等負担金は国保財政の基盤の確立と事業の健全な運営を図るため、国が定率の負担（32%）を行うものである。 今回、概算で交付された平成29年度療養給付費等負担金等の確定に伴い、超過交付分を国へ返還するもの。	10	1,379,000	1,379,010
合 計			1,379,000	

【歳入補正】 （単位：千円）

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
7.1.1	繰越金 【概要】 平成29年度療養給付費等負担金の確定に伴い超過交付金の償還のために、平成29年度決算に伴う剰余金を計上するもの。	1,026,865	1,379,000	2,405,865
合 計			1,379,000	